

鳥取県議会全員協議会資料

令和4年2月22日

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定等について

令和4年2月22日

鳥 取 県



**「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」改定に係る  
中国電力からの回答について**

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の改定については、島根原発2号機の新規制基準適合性審査合格後、県、米子市及び境港市と中国電力で4回にわたる改定協議会を開催し、第3回改定協議会において2項目（「立入調査」「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」）の文言を改定するとの回答を得た。

この度、2月18日に第4回改定協議会を開催し、中国電力から残り2項目のうち、安全協定で最も強い発動措置となる「措置要求」についても文言を改定するとの回答があった。「措置要求」の文言改定は全国の周辺自治体で初となる。

現 行	改定案
<p><b>【①計画等の報告】</b> （計画等の報告） 第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p> <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。</p>	<p>（計画等の<b>事前</b>報告） 第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p> <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。</p> <p><u>3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。</u></p>
<p><b>【②核燃料物質等の輸送計画】</b> （核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡） 第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。</p> <p><b>【運営要綱】</b> （核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡） 第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。<u>ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。</u></p>	<p>（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡） 第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。</p> <p><b>【運営要綱】</b> （核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡） 第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p>

<p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</p>	<p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする</p> <p><u>(3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</u></p> <p><u>(4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。</u></p> <p><u>3 連絡様式は、別に定めるものとする。</u></p>
<p><b>【③ 立入調査】</b> (現地確認)</p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に<u>現地確認</u>させることができるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の<u>現地確認</u>に協力するものとする。</p>	<p><b>(立入調査)</b></p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は<u>甲は</u>、甲の職員を発電所に<u>立入調査</u>させることができるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の<u>立入調査</u>に協力するものとする。</p> <p><u>3 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。</u></p> <p><b>【運営要綱】</b> (立入調査)</p> <p><u>第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。</u></p> <p><u>2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。</u></p>
<p><b>【④ 措置要求】</b></p> <p>3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるものとする。</p>	<p><u>(適切な措置の要求)</u></p> <p><u>第12条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要</u></p>

	<p>があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。</p> <p><b>【運営要綱】</b>  <u>（適切な措置の要求）</u>  <b>第9条</b> 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p><b>【⑤ 運用、その他】</b>  （運用）  <b>第20条</b> この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、<u>第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p>3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。</p>	<p>（運用）  <b>第21条</b> この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。</p> <p>2 <u>丁は、この協定の運用において、甲、乙、及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p>3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。</p>

## 「原子力防災対策に係る恒久的な財源措置」に係る中国電力からの回答について

島根原子力発電所に係る本県の原子力防災対策に要する経費のうち、国の財源措置が行われないものに対する費用について、現行の単発的な寄付金という形ではなく恒久的な財源措置となるよう中国電力に求めており、中国電力から以下のとおり回答があった。

### <中国電力の回答内容>

- 1 防災財源への協力に関しては、これまでの「応急措置」から「一定の継続性をもった仕組み」に見直す。
- 2 鳥取県が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、応分の負担をすることを考えている。
- 3 負担する年額は、1.8億円を上限に、毎年度、協議して定めることとなるが、基本的な水準は前回の寄付実績を目安として考えている。